

※油性ボールペンで記載の上、学校を通じて文部科学省へ提出して下さい。
生徒・学生全員の御提出をお願い致します。

平成 29 年 4 月〇〇日

【記入例：受給資格がある場合】

平成 29 年度高等学校等就学支援金 (4 月提出時・7 月提出時) 意

4 月 1 日以降の日付を
ご記入ください。

学生氏名を
ご記入ください。
(保護者等による
代筆も可能です)

学校名	沼津工業高等専門学校
認定番号 (あれば)	
生徒氏名 (自署)	高専 太郎
住所	静岡県駿東郡長泉町下長窪 1 5 3

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れて下さい。

【4 月提出時 (新入学者のみ)】

	確認項目	審査後の通知
<input checked="" type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定申請書及び親権者等の平成 28 年度課税証明書等を提出致します。	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超えている、またはほかの理由により、4 月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず 4 月中に提出して下さい。5 月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができません。

【7 月提出時】

	確認項目	審査後の通知
<input type="checkbox"/>	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、収入状況届出書及び親権者等の平成 29 年度課税証明書等を提出致します。	支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されていますが、平成 29 年度の親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超過している、またはほかの理由により受給権を放棄します。 ※この場合、この意向確認書が受給権放棄の申出書となります。	資格消滅通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されていないため、受給資格認定申請書及び親権者等の平成 29 年度課税証明書等を提出致します。	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されておらず、引き続き親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超えている、またはほかの理由により、7 月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※7 月に、認定されている者が学校を通じて文部科学省へ収入状況届出書を提出しないときは、支給差止め通知 (差止め期間：平成 29 年 7 月～平成 30 年 6 月) が送付されます。

平成 29 年 4 月〇〇日

【記入例：受給資格がない場合】

平成 29 年度高等学校等就学支援金 (4 月提出時・7 月提出時) 意

4 月 1 日以降の日付を
ご記入ください。

学生氏名を
ご記入ください。
(保護者等による
代筆も可能です)

学校名	沼津工業高等専門学校
認定番号 (あれば)	
生徒氏名 (自署)	高専 太郎
住所	静岡県駿東郡長泉町下長窪 1 5 3

【確認事項】

- ・ 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・ 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

○該当する項目の□にチェックを入れて下さい。

【4 月提出時 (新入学者のみ)】

	確認項目	審査後の通知
<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格認定申請書及び親権者等の平成 28 年度課税証明書等を提出致します。	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input checked="" type="checkbox"/>	親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超えている、またはほかの理由により、4 月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、受給資格認定申請書を必ず 4 月中に提出して下さい。5 月以降学校へ提出のあったときは、提出のあった月からの支給になり、遡及ができません。

【7 月提出時】

	確認項目	審査後の通知
<input type="checkbox"/>	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、収入状況届出書及び親権者等の平成 29 年度課税証明書等を提出致します。	支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されていますが、平成 29 年度の親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超過している、またはほかの理由により受給権を放棄します。 ※この場合、この意向確認書が受給権放棄の申出書となります。	資格消滅通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されていないため、受給資格認定申請書及び親権者等の平成 29 年度課税証明書等を提出致します。	認定者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	現在認定されておらず、引き続き親権者等の市町村民税所得割額の合計が 30 万 4,200 円を超えている、またはほかの理由により、7 月に受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※7 月に、認定されている者が学校を通じて文部科学省へ収入状況届出書を提出しないときは、支給差止め通知 (差止め期間：平成 29 年 7 月～平成 30 年 6 月) が送付されます。